

平成 31 年 1 月 24 日
独立行政法人国民生活センター

消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例等

全国の消費生活センター等には、消費者と事業者との間で締結される商品やサービスの契約に関して多数の相談が寄せられており、消費生活相談の現場では各種の法令等を考え方の前提にして、その被害の救済に取り組んでいます。なかでも消費者契約法（以下、法）は、あらゆる消費者契約を対象として、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項によって被害を受けた消費者の事後救済を可能とするもので、消費者契約にかかわるトラブルを解決する有効な手段として活用されています。

国民生活センター（以下、当センター）では、法に関連する消費生活相談を整理し、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項について、代表例と傾向をまとめています^{（注1）}。また法の施行（2001年4月1日）後は、法に関連する主な裁判例等について収集し情報提供しています。

今回は、2017年11月公表以降に把握できたものを取りまとめました。

1. 法に関連する消費生活相談の概要

法に関連する消費生活相談として、事業者の「不当な勧誘（4条関連）」と「不当な契約条項（8～10条関連）」の代表的な例とその件数について、直近3年度分を以下にまとめました〔表1〕。

（1）不当な勧誘（4条関連）

「販売方法」に関する相談のうち代表的な販売手口等を挙げています。このうち、「(1)消費者を誤認させる勧誘」では、「虚偽説明」が30,979件（2017年度。以下同じ）、「説明不足」が49,368件、「サイドビジネス商法」が10,916件となっており、これらは主に事業者のセールストークに問題のあったものです。また、「販売目的隠匿」が9,509件、「無料商法」が13,711件、「点検商法」が5,112件、「身分詐称」が14,731件となっており、これらは主に勧誘の入り口の段階で消費者を誤認させる手口です。「(2)消費者を困惑させる勧誘」では、「強引・強迫」行為に関する相談件数が多く、40,689件でした。「(3)必要以上の契約を結ばせる勧誘」では「過量販売」が1,547件で「次々販売」が5,471件、「(4)その他不適切な勧誘」では「二次被害」が6,080件、「判断能力に問題のある人の契約」が7,987件となっています。

^{（注1）} 法における不当行為については本資料14ページ参照。

〔表1〕法に関連する消費生活相談*の概要

年度		2015年度		2016年度		2017年度		備考	
相談総件数		929,986		890,626		940,103			
「販売方法」に関する相談件数		480,394	(51.7%)	465,635	(52.3%)	486,044	(51.7%)		
「契約・解約」に関する相談件数		674,407	(72.5%)	648,702	(72.8%)	701,532	(74.6%)		
不当な勧誘（4条関連）	代表的な販売手口等	(1)消費者を誤認させる勧誘：消費者契約法の不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知となるような販売手口の問題を含む相談。							
		虚偽説明	35,017	(7.3%)	35,086	(7.5%)	30,979	(6.4%)	虚偽の説明により誤認した相談など。虚偽の説明があった場合でも、他に具体的な手口がわかっているものは含まれない。架空・不当請求の相談は除外。
		説明不足	52,656	(11.0%)	52,969	(11.4%)	49,368	(10.2%)	勧誘の際の説明不足が原因で誤認した相談など。クレーム処理の際の説明不足も含む。
		サイドビジネス商法	9,520	(2.0%)	10,043	(2.2%)	10,916	(2.2%)	「内職・副業（サイドビジネス）になる」「楽しんでお金を稼げる」などをセールストークにした手口により誤認した相談など。
		販売目的隠匿	11,117	(2.3%)	10,313	(2.2%)	9,509	(2.0%)	販売目的を隠した勧誘により誤認した相談など。アポイントメントセールスを含む。
		無料商法	22,632	(4.7%)	19,683	(4.2%)	13,711	(2.8%)	「無料サービス」「無料招待」「無料体験」など「無料」であることを強調した手口により誤認した相談など。
		点検商法	5,506	(1.1%)	5,460	(1.2%)	5,112	(1.1%)	「点検に来た」と来訪し、「排水管がかなり汚れている」「瓦が落ちそうだ」など不安をあおる手口により誤認した相談など。
		身分詐称	17,961	(3.7%)	17,334	(3.7%)	14,731	(3.0%)	公的機関や有名企業の職員や関係者であるかのように思わせる手口により誤認した相談など。架空・不当請求の相談は除外。
		(2)消費者を困惑させる勧誘：消費者契約法の不退去、退去妨害となるような販売手口の問題を含む相談。							
		強引・強迫	48,684	(10.1%)	45,540	(9.8%)	40,689	(8.4%)	強引・強迫行為により困惑した相談など。クレーム処理の際の行為等や電話による勧誘も含む。架空・不当請求の相談は除外。
		長時間勧誘	3,085	(0.6%)	2,977	(0.6%)	2,663	(0.5%)	長時間にわたる勧誘で困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
		夜間勧誘	2,032	(0.4%)	2,036	(0.4%)	1,830	(0.4%)	夜間の勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
		(3)必要以上の契約を結ばせる勧誘：消費者契約法の過量契約となるような販売手口の問題を含む相談。							
		過量販売	2,009	(0.4%)	1,696	(0.4%)	1,547	(0.3%)	必要以上の量や長期間の契約を迫り、結果として高額・複数年分に当たる商品や役務を契約させる手口。
次々販売	6,237	(1.3%)	5,695	(1.2%)	5,471	(1.1%)	一人の者に次々と契約をさせる手口。勧誘を断れない消費者につけ込んで、不必要とも思える商品を購入させる相談など。		
(4)その他不適切な勧誘：ただちに現行の消費者契約法の対象とはならないが、不適切な勧誘として議論される販売方法の問題を含む相談。									
二次被害	11,380	(2.4%)	12,928	(2.8%)	6,080	(1.3%)	一度被害にあった人を再び勧誘し、二次的な被害を与える手口。		
判断能力に問題のある人の契約	8,244	(1.7%)	8,075	(1.7%)	7,987	(1.6%)	何らかの理由で十分な判断ができない者の契約であることが問題となっている相談。いわゆる適合性原則に関連した相談など。		
（8～10条関連）	関連する相談の内容	解約料	39,042	(5.8%)	36,625	(5.6%)	33,168	(4.7%)	契約の解除に伴う不当な損害賠償額の請求を定めた条項についての相談を含む、解約料に関する相談全般。
		遅延金	5,582	(0.8%)	4,220	(0.7%)	4,168	(0.6%)	金銭の支払いが遅延した場合の不当な損害賠償金を定めた条項についての相談を含む、債務の履行が遅れたことによる損害賠償金（遅延金、遅延損害金、遅延利息等）関連の相談全般。
		保証金等	15,102	(2.2%)	13,778	(2.1%)	12,689	(1.8%)	不動産賃貸借で、原状回復費用を不当に消費者に負担させることを定めた条項についての相談を含む、債務者が契約時に予め債権者等に対して預ける金銭（手付金、敷金、礼金、内金など）に関する相談全般。

*（）内の数値は、割合。「販売方法」に関する相談、「契約・解約」に関する相談は相談総件数のうちの割合。「不当な勧誘（4条関連）」は、「販売方法」に関する相談のうちの割合。「不当な契約条項（8～10条関連）」は、「契約・解約」に関する相談のうちの割合。

*不当な勧誘（4条関連）については「販売方法」に関する相談のうち「代表的な販売手口等」、不当な契約条項（8～10条関連）については「契約・解約」に関する相談のうち「（不当条項に）関連する相談の内容」を記載。

*「販売方法」、「契約・解約」は複数回答項目。また、「代表的な販売手口等」と「関連する相談の内容」の各項目も、すべて複数回答項目。

*不当な勧誘（4条関連）および不当な契約条項（8～10条関連）の各項目は、消費者契約法の対象となる相談を含むものであるが、すべてが同法の対象となる相談とは限らない。

*データは2018年9月末日までのPIO-NET^(注2)登録分、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

(注2) PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

(2) 不当な契約条項 (8~10条関連)

「契約・解約」に関する相談のうち、不当条項に関連する相談の内容を挙げています。法9条1号に関連する「解約料」に関する相談は33,168件となっており、これは2016年度に引き続き、インターネット回線やモバイル通信契約、スマートフォンの通信契約の解約料が消費者の事前の予想以上に高かった、といった通信回線の相談が中心となっています。法9条2号に関連する「遅延金」に関する相談は4,168件、10条に関連する「保証金等」の相談は12,689件となっています。

2. 法に関連する主な裁判例等

当センターが法の施行後2018年9月末日までに把握した、法に関連する主な裁判例は441件です。〔表2〕に、2017年11月30日に公表した「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例等」以降に把握した39件の判決等を掲載しました。

39件の内容を見ると、「事業者の努力義務(3条^(注3))」関連の判決が1件、「不当な勧誘(4条)」関連の判決が15件、「不当な契約条項(8~10条)」関連の判決が24件(うち3件は「不当な勧誘(4条)」と重複)、適格消費者団体が法に基づいて差止請求を行う「消費者団体訴訟」の判決が2件でした。

(1) 事業者の努力義務(3条)関連の判決〔表2(1)〕

法3条1項は、事業者の努力義務として、消費者契約の勧誘の際に消費者へ必要な情報を提供するように定めていますが、事業者がその義務に違反したと主張して、消費者が説明義務違反に基づく損害賠償を請求した事案が1件ありました。地下駐車場で過去に浸水があったことについての説明義務違反の判断の際に、法3条1項が考慮されています。

(2) 不当な勧誘(4条)関連の判決〔表2(2)〕

表2(2)に挙げた15件のうち、5件(同表中1、4、5、7、15)が、金融商品の取引、投資に関連する契約の取消し等を求めた事案で、事業者側が裁判を欠席してそのまま消費者の請求が全て認められた2件(表中4、5)を除くと、2件で消費者の主張が認められていません(表中1、7)。

1件(表中1)は、ファンドの勧誘の際に「法4条1項1号(不実告知)および2号(断定的判断の提供)に該当する欺罔(ぎもう)行為があった」とする消費者の主張をそのまま認容し、もう1件(表中7)は、法人への出資の勧誘について、「事業者が法4条1項2号等で定められた断定的判断の提供等を行ってはいけない義務に反した説明を行った」として、事業者が不法行為責任を認めています。

他に法4条による契約の取消しが認められた事案には、消費者の依頼に応じて庭の手入れや虫の駆除などを行う、いわゆる「便利屋」が行った説明等に不実告知、不利益事実の不告知および不退去を認めたもの(表中12)、インターネットの無線データ通信サービスの「通

(注3) 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するように努めなければならない。

信速度制限」に関する販売員の説明に不実告知を認めたもの（表中 14）があります。

なお、15 件のうち 1 件（表中 6）は、原告が事業のために契約を締結していたと認定され、消費者契約法上の「消費者」とはいえないことから、法の適用が否定されています。

（3）不当な契約条項（8～10 条）関連の判決〔表 2（3）〕

表 2（2）に挙げた 3 件（同表中 8、13、14）、表 2（3）に挙げた 21 件の計 24 件のうち、11 件が不動産賃貸借に関する事案（同表中 2、4、5、6、9、14、15、16、18、19、21）でしたが、いずれも法に関する消費者の主張は認められませんでした。

なお、24 件のうち 5 件（表中 2、3、15、17、19）は、原告もしくは被告が事業目的を有していたこと等の理由から、消費者契約法上の「消費者」とはいえない等として、法の適用が否定されています。

法に関する消費者の主張が認められた事案としては、結婚式の披露宴の司会になるための養成講座における受講料の不返還を定めた特約が法 9 条 1 号、10 条により無効であるとした事例（表 2（2）中 13）、刀等の加工や販売委託の請負契約において、契約が解除された場合でも請負代金の支払義務が存続する旨定められた規定が 10 条により無効であるとした事例（表 2（3）中 12）があります。

インターネットの無線データ通信サービスの「通信速度制限」に関する事例（表 2（2）中 14）では、事業者が定めた解約金について、消費者が原審で主張したものの控訴審では主張しなかった法 9 条に関する主張について、「消費者契約法を潜脱するための脱法的な合意によって定められた規定であり、控訴していればその大部分が認容される可能性が高かった」としています。

（4）消費者団体訴訟〔表 2（4）〕

適格消費者団体が法に基づいて差止請求を行う「消費者団体訴訟」の判決が高裁と地裁でそれぞれ 1 件ありました。

消費者団体訴訟は、事業者の不当な勧誘行為、不当な契約条項等について、一定の要件の下に、適格消費者団体が差止訴訟を提起することができるという制度（法 3 章、特定商取引法 5 章の 3、景品表示法 30 条、食品表示法 11 条）と、不当な事業者に対して、適格消費者団体の中から内閣総理大臣が新たに認定した特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることができる制度（被害回復）があります（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）。

制度施行（2007 年 6 月）^{（注 4）}後 2018 年 9 月末日までに当センターが把握した法に基づく消費者団体訴訟の判決 44 件のうち、適格消費者団体の請求を認めたものは 14 件（うち 3 件は全部認容）です。

以下に、今回収集した消費者団体訴訟の概要を紹介します。

^{（注 4）} 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）に基づく消費者団体訴訟の制度は 2009 年 4 月 1 日施行、特定商取引法（特定商取引に関する法律）に基づく消費者団体訴訟の制度は 2009 年 12 月 1 日施行、食品表示法に基づく消費者団体訴訟の制度は 2015 年 4 月 1 日施行。

①複数の有料老人ホームを経営する会社に対して、「前払金を徴収し、その一部を居住期間にかかわらず返還しない」旨定めた契約条項が法 10 条の規定により無効であるとして差止請求をした事例の控訴審判決では、当該条項およびその算定方法に合理性が無いとはいえないこと等の理由から、原審同様に差止請求を棄却しました。

②携帯電話の通信サービスを提供する移動体通信業者に対して、事業者側に一方的な約款の変更権限を認める条項は法 10 条により無効であるとして差止請求をした事例では、当該変更条項により契約者の個別の同意を得ることなく契約内容を変更する必要性は高いこと、変更条項により消費者が被る不利益は重大なものとはいえないこと等の理由から、差止請求を棄却しました。

3. 情報提供先

消費者庁消費者教育・地方協力課（法人番号 5000012010024）

消費者庁消費者制度課（法人番号 5000012010024）

内閣府消費者委員会事務局（法人番号 2000012010019）

〔表2〕消費者契約法に関連する主な裁判例

(1) 事業者の努力義務(3条) 関連

判決	原告(控訴人、上告人)の主張	判決の内容
名古屋地裁平成28年1月21日判決	地下駐車場の一部を被告(賃貸人)から賃借していた原告(消費者)が、集中豪雨により駐車場が浸水し、駐車していた自動車が水没したと主張して、法3条1項に基づき契約内容について消費者の理解を深めるために必要な情報の提供に努める義務を負っていた被告に対して、浸水被害に関する信義則上の説明義務違反の不法行為等に基づいて、約128万円を請求した事例。	裁判所は、約5年前の豪雨により同駐車場に浸水が生じ、駐車されていた車両にも被害が生じていたこと(以下、「当該事実」)を被告が認識していたこと、この事実は契約を締結するか否かを決定する重要な事実であるといえること、周辺地域や当該駐車場の具体的な浸水被害の発生状況等は、これを賃借しようとする者には容易に認識し得ないのが通常であることとあわせて、法3条1項も考慮したうえで、被告には当該事実を原告に説明する信義則上の義務があり、それを履行していなかった被告に説明義務違反があるととして、被告に車両の時価と弁護士費用をあわせて約128万円の支払いを命じた。

(2) 不当な勧誘(4条) 関連

判決	原告(控訴人、上告人)の主張	判決の内容
東京地裁平成28年11月30日判決	ファンド業者が、原告(消費者)が契約していたファンド契約を切り替えさせて締結させた被告(出資先業者)への出資契約およびファンド業者が原告に勧誘した被告への追加出資契約について、ファンド契約およびその切り替え時、追加出資の勧誘の際に、「元本確保型の投資である。最低でも年利8%の運用が実現できる」などの虚偽の説明や断定的判断の提供があったとして、詐欺および法4条1項1号の不実告知、2号の断定的判断の提供に該当する違法性を有する欺罔(ぎもう)行為を行ったことによる不法行為に基づく損害賠償請求として投資額全額および手数料分の金員の支払いを被告(出資先事業者とその代表社員ら)に求めた事例。	裁判所は、証拠及び弁論の全趣旨によれば請求原因事実を全て認めることができるとし、全て理由があるとして原告の請求を認容した。
東京地裁平成28年12月13日判決	被告(ペットの販売業者)からトイプードルを購入した原告(消費者)が、当該トイプードルが停留嚥丸(こうがん)と診断され交配できなくなったとして、売買契約の錯誤無効または法4条1項による取消しを主張して、既払い売買代金84万円の返還を求めた事例。	裁判所は、動機の表示がなかったとして原告の錯誤無効の主張を否定し、法4条1項に基づく取消しについては、本件売買時点で、本件トイプードルについて停留嚥丸であったと獣医学的に確定診断できるかについて明らかでない以上、不実告知に当たるといえるか自体疑問が残るとした。それに加えて、本件トイプードルが停留嚥丸であるか、さらにいえば、交配が可能かどうかは、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすとははいえず、「重要事項」に該当するとはいえないとして、原告の請求をすべて棄却した。
東京地裁平成28年12月27日判決	原告(消費者)が、所有する土地を先行して売却して得た資金の範囲で建物建築を委任する内容の業務委託契約を被告(不動産コンサルティング業者)と締結したが、その債務不履行により既払い金相当の損害が発生したと主張し、損害賠償等の支払いを求め、また、本件契約は被告自らが上記業務を行う内容であるところ、建築士事務所として無登録で、宅地建物取引主任でもないから、本件契約は公序良俗に違反しもしくは錯誤により無効であり、又は法4条1項1号の不実告知に当たるから取り消されるべきものであり、既払い金の交付は法律上の原因を欠くとして不当利得返還請求権に基づき既払い金等の返還を求めた事例。	裁判所は、本件契約により被告が負う債務の内容は原告が主張する内容のものではなく、被告の債務不履行も認められなかった。また、被告は本件契約の際、契約書とフローチャートを示して内容を説明し、これにより被告自ら建物建築を行うのではないことを表示し説明しており、不実の告知をしたとは認められないと判断した。その他の原告の主張も理由がないとして原告の請求を棄却した。
東京地裁平成29年1月17日判決	被告(金融商品の販売会社)から日本国内の投資家向けに販売された、アメリカ合衆国の診療報酬債権を投資対象とする金融商品についての出資契約を被告と締結した原告(消費者ら19名)が、「出資金は被告の口座とは別口座で管理される。出資金はネヴァダ州によって保証されている」などと真実とは異なることを告げられることで誤信して契約を締結させられたことを理由に、民法96条1項の詐欺、もしくは法4条1項1号の不実告知に基づいて訴状の送達により各出資契約を取り消したと主張して、不当利得返還請求として既に支払った出資金の一部である10万円と遅延損害金の支払いを請求した事例。	裁判所は、本件について日本の裁判所が管轄権を有することを認めたとうえで、被告が口頭弁論期日に出頭せず答弁書等も提出しなかったことから、請求原因となる事実を全て自白したものとみなしたうえで、被告が原告に告げた事実は法4条1項1号の重要事項といえるとして、原告の請求を全て認め、被告に原告それぞれに対して出資金相当額の10万円と遅延損害金の支払いを命じた。
東京地裁平成29年1月31日判決	被告(金融商品の販売会社)から日本国内の投資家向けに販売された、アメリカ合衆国の診療報酬債権を投資対象とする金融商品についての出資契約を被告と締結した原告(消費者ら21名)が、「出資金は被告の口座とは別口座で管理される。出資金はネヴァダ州によって保証されている」などと真実とは異なることを告げられることで誤信して契約を締結させられたことを理由に、民法96条1項の詐欺、もしくは法4条1項1号に基づいて訴状の送達により各出資契約を取り消したと主張して、不当利得返還請求として既に支払った出資金の一部である10万円と遅延損害金の支払いを請求した事例。	裁判所は、本件について日本の裁判所が管轄権を有することを認めたとうえで、被告が口頭弁論期日に出頭せず答弁書等も提出しなかったことから、請求原因となる事実を全て自白したものとみなしたうえで、原告らは民法96条1項または法4条1項によりそれぞれ取り消すことができることが明らかであるなどとして、原告の請求を全て認め、被告に原告それぞれに対して出資金相当額の10万円と遅延損害金の支払いを命じた。

6	東京地裁平成29年2月13日判決	<p>被告1(インターネットホームページの開発等を行う会社)の従業員から勧誘を受け、ネットショップ開設のためのホームページ制作等業務の提供を受ける契約を締結した原告(個人)が、実店舗を有する事業者向けのサービスであるにもかかわらずドロップシッピング(ネットショップ運営者は商品在庫を持たず、顧客から商品の注文を受けると専門業者から顧客に商品を直送する仕組み)が可能になるサービスかのように事実と異なることを告げられ、月商10万円くらいならすぐに稼げるようになるなど断定的な判断を提供されたとして、法4条1項に基づき、申込みの意思表示を取り消し、既払い金の返還と遅延損害金の支払いを求めるなどした事例。また、原告はクレジット契約を締結した被告2(信販会社)に対して、割賦販売法または信義則に基づき、被告1との間の抗弁を対抗できると主張して未払い分割支払金合計約87万円の支払いを拒絶することのできる地位にあることの確認等を求めた。被告1と2は、原告は消費者契約法の「消費者」に当たらず、同法に基づき取消しはできないなどと主張した。</p>	<p>裁判所は、原告がインターネットを利用して商品を販売する仕事に興味を持ち、自ら調べて被告1のウェブサイトを見つけ問い合わせをしていること、申込書には主に事業のためにのみ申し込み・利用ができると記載されており、事業のために締結する契約にはクーリング・オフの適用が無い旨記載された確認事項に原告がチェックを付けていること、契約締結後に自ら商品の仕入れ業者や卸売業者に対して商品の登録を申し込んでいること等の理由から、「原告は、ある程度の収入を得ることを目的として、インターネット上に開設したネットショップにおいて、インテリア雑貨を顧客に販売するという行為を反復継続的に行うため、本件ネットショップ契約を締結したものである」として、消費者契約法上の消費者には当たらないから、法に基づいて申込みの意思表示を取り消すことはできないと判断した。被告1に責任があることを前提とした被告2に対する請求については、その他被告1の説明義務違反、断定的判断の提供を理由とする不法行為責任も否定したことから、その前提を欠いているとして棄却し、原告の請求全てを棄却した。</p>
7	東京地裁平成29年2月20日判決	<p>被告1(被告3(資産運用に関するコンサルタント会社)の代表取締役)と被告2(被告3の取締役)から、貸付金名目でA(韓国に設立された法人)への出資を勧誘され、合計8,100万円を出資した原告(消費者ら2名)が、元金の返還や利息の支払いがされなくなったことから、「元本保証ができないにもかかわらず元本保証があると説明するなど、被告1,2の勧誘は出資法や金融商品販売法に違反するだけではなく、不法行為も構成する。断定的判断の提供は、法4条1項2号、商品先物取引法、金融商品取引法によって厳格に禁止されていることから不法行為を構成する」などと主張して、被告1から7(代表取締役、取締役、監査役ら)に対して民法709条の不法行為や会社法350条等に基づいて原告1につき5,610万円、原告2につき2,200万円の損害賠償と遅延損害金を請求するなどした事例</p>	<p>裁判所は、被告1、被告2が主導・主催した本件事業の概要は、日本の顧客がAに金銭を交付し、不動産を担保としてAが韓国において高金利で貸し付けを行い、得られた利益を顧客らに「利息」名目で支払うというものであり、原告らの属性に照らせば、契約に伴うリスクについて正確に説明すべき義務を負い、かつ、同契約について不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させる恐れのあることを告げる行為(断定的判断の提供等)に及んではならない義務を負っていたというべきである(法4条1項2号参照)としたうえで、被告1と被告2の説明はそれに反しており、その内容・程度に照らして不法行為を構成すると判断し、損害相殺をしたうえで、原告1について約5,450万円、原告2について約1,660万円の支払い等を命じた。被告3から被告7に対する請求については、被告3が顧客の口座と自らの資金を分別管理していなかったことは認められるものの、それが原因で元本が約定通りに返還されない状態に至ったとまでは言えないため、損害との因果関係が認められないとして棄却した。</p>
8	東京地裁平成29年6月21日判決	<p>被告1(販売代理店)との間で、被告2(データ通信サービス提供者)の提供する無線データ通信サービスを契約した原告(消費者)が、実際には3日間のデータ通信量が3GB以上となった場合にはその翌日に通信速度制限がかかるにもかかわらず、その旨説明せず、「制限が起こるのはまれである」など、原告の質問に対して著しく不正確な回答をしたとして、被告1に対して①詐欺又は法4条1項1号の不実告知を理由とする契約の取消しによる不当利得返還請求として、既払い利用料金1万1,239円の支払いを、②解約手数料として1万1,900円を支払う旨定める解約金規定は法9条1号に違反して無効であり、解約手数料としての債務が3,000円を超えて存在しないことの確認を求めた事例。また、被告1、2に対しては、③データ通信量に制限がないかのように表示している被告2の広告は、景品表示法4条1項1号所定の不当表示に該当することから、被告1と被告2は共同不法行為責任を負い、被告1の虚偽説明によって原告は不本意ながら契約の締結を強いられたとして、慰謝料1万円の支払いを求めた。</p>	<p>裁判所は、広告に通信速度制限に関する記載があり、被告らが通信量に制限がないかのような説明をしていたということではできないこと、制限後の通信速度について原告が具体的に理解できることができる説明をしたことが認められることなどを理由に、原告の詐欺、不実告知の請求を棄却した。法9条1号に関する請求についても、契約解除の際には被告1から被告2へ通信設備の投資、維持等のための費用、事務手数料を含めた費用を支払う必要があり、その額を考慮すると「平均的な損害」を超えるとは認められないとして棄却した。また、被告2の広告については、景品表示法上の不当表示には当たらないとして、原告の全ての請求を棄却した。</p>
9	東京地裁平成29年9月7日判決	<p>着物等の売買契約及び立替払契約において、立て替え金の支払いを怠ったとして原告兼被告(信販会社)が被告兼原告(消費者)に立て替え金204万円と遅延損害金の支払いを求め、一方で被告兼原告が「綿の着物等の代金33万円を36回の立て替え払いで支払う旨の意思表示はしたが、牛首袖の着物234万円を24回払いの条件で支払う旨の意思表示はしていない。勧誘を受ける際に、牛首袖の着物等の代金が234万円であることや、24回に分割して支払う必要があることを故意に告げられなかった」などと主張して契約の不成立、特定商取引法9条の3第1項又は法4条2項による取消し、及び、特定商取引法9条1項による解除に基づいて、売り主である原告補助参加人及び被告(呉服販売会社)に頭金30万円の返還等を求めた事例。</p>	<p>裁判所は、被告兼原告が「商品名:牛首袖、金額2340000」と記載された契約書に署名していることなどから、牛首袖の着物等の契約と立替払契約の成立を認めたとうえで、特定商取引法については本件における着物の展示会が訪問販売に当たらないとして、同法の適用はできないとした。法4条2項については、売り主が被告兼原告に対して故意に24回に分割して支払う必要があることを告げなかったと認められる証拠はないとして、被告兼原告の主張する取消事由を認めず、原告信販会社の請求を全て認容し、被告兼原告の請求を棄却した。</p>

10	東京地裁平成29年9月7日判決	原告(市街地再開発事業のコンサルタント会社)が、土地上に建築されている建物の共有者である被告1,2(消費者)に対し、自らが土地を所有しているとして、所有権に基づいて建物収去土地明渡請求をするとともに、不法行為に基づき使用相当損害金の支払いを求めた事例。原告は、A(元の所有者)との間で土地の売買契約を締結したB(不動産会社)から、同日に土地を購入していたが、被告らは、AとBとの間の売買契約について、Aが認知症であったなどと主張し、意思無能力による無効、法1条及び法4条1項1号の趣旨に照らし、公序良俗に反し社会的妥当性を持たない法律行為であり無効であるなどと主張した。	裁判所は、「Aはアルツハイマーの可能性を疑われ、多発性脳梗塞の診断を受けた事実は認められるが、認知症であるとは認められない。土地の売買契約はAの判断能力等の低下により効果意思を欠いた状態で締結されたものと認めるには足りない」と判断し、被告らの意思無能力に基づく無効ならびに法1条及び4条1項1号の趣旨に照らした公序良俗違反に基づく無効の主張を否定した。原告の建物収去土地明渡請求については、「一般的な取引相場に照らした更地価格を大幅に下回る金額で土地を取得した原告が建物収去土地明渡請求をすることは、売買契約の締結に至る事情や、被告らの本件土地利用の必要性などを総合考慮すると、権利濫用として許されない」として否定したが、そのことから直ちに土地の占有が適法になるわけではないとし、被告らに使用相当損害金の支払いを命じた。
11	東京地裁平成30年1月23日判決	原告1(自動車販売業者)から自動車を購入した被告(消費者)が、原告から購入した自動車はオドメーターが巻き戻されたものであるとして、損害賠償請求権又は不当利得返還請求権(売買契約の錯誤無効、詐欺取消し、瑕疵担保責任による解除もしくは法4条1項1号による取消し)に基づき、被告が原告2(信販会社)との間の立替払委託契約において負担した分割支払相当額約980万円と遅延損害金または利息の支払い等を求めた事例。(※本件は乙事件であり、別事件では、原告が被告に対して分割支払い残金の請求等もやっている)	裁判所は、本件売買契約の目的が原告2から原告1に支払われる売買代金を原資として原告1の代表取締役が被告の夫に貸し付けを行うといった、被告の資金確保にあると認定し、オドメーターの巻き戻し及び自動車の転売可能価格について、被告は特段の認識を有していなかったとして、錯誤無効、詐欺取消しの主張を認めず、瑕疵担保責任による解除についても、前記契約の目的に照らせば、オドメーターが巻き戻されていた事実は、契約解除を基礎づける瑕疵ではないとした。法4条1項1号についても、オドメーターの巻き戻し及び転売可能価格は、売買契約締結の目的に照らせば重要とは言えず、また、これについて原告1が不実の告知をしたと認めるに足りる証拠もないとし、原告1が不法行為に及んだということもできないと判断し、被告の請求を棄却した。
12	奈良簡裁平成30年3月16日判決	いわゆる便利屋として庭の手入れ、部屋の片づけ、虫の駆除などの依頼を受けて作業を行っていた被告(個人)に、複合機の運搬作業、自宅の鳥の巣の撤去作業等を依頼した原告1から5(消費者5名)が、被告との間で締結した契約には不当利得となる原因があり、かつ、被告の一連の態度及び言動は不法行為を構成すると主張して、代金相当額の返還ならびに慰謝料と遅延損害金の支払いを求めた事例。また、予備的請求として原告らは、事前の説明以上の料金がかかることの説明がなかったなどとして、法4条1項1号、2項に基づき、原告3については「代金の請求時に被告の不退去があり、支払いを余儀なくされた」として法4条3項に基づき、契約を取り消して不当利得の返還を請求した。いずれの作業についても、方法及び結果に不備があり、それにもかかわらず、事前の見積金額を大幅に超える金額が請求されている点が問題となった。	裁判所は、便利屋業の性質上、現場の状況を確認しない段階での電話申込み時点での確定金額の算出は困難であると認め、事前の見積金額を、契約金額と捉えることはできないとした。しかし被告が見積金額以外に費用がかかることを説明していなかったことなどから、各契約についての契約金額やその算定方法等について、不実告知(法4条1項1号)や不利事実の不告知(法4条2項)があり、原告3の契約については代金の請求時に不退居(同条3項1号)があるとして、契約の取消しを認めた。その他慰謝料請求についても認め、原告の請求を全て認容した。
13	東京地裁平成30年3月23日判決	控訴人(ブライダル等業者)との間で結婚式の披露宴の司会になるための養成講座の受講契約を締結した被控訴人(消費者)が、レッスン名目で本物の披露宴の司会業務を任せられた際に出来が良くなかったことなどから、ホテル責任者に批判されるなどして不安になり、その後の別の新郎新婦の打ち合わせに行かなかったことについて、レッスン内容に不実の告知があるとして、法4条1項1号に基づいて契約を取り消して受講料の返還を請求し、これに対し、控訴人が、被控訴人との間の司会業務委託契約に債務不履行があったとして、代替の司会者を依頼したことによる追加費用等の損害賠償を請求した事例。原審が双方の請求を棄却し、控訴人が控訴したため、被控訴人は12回中5回のレッスンが未受講であることを理由に、中途解約における受講料の不返金特約が法9条及び10条に違反しているとして、未受講分のレッスン料の返還を予備的に請求した。	裁判所は、養成講座の受講契約が消費者契約であるとしたうえで、「司会業務の実施は、養成講座の内容ではなく、その引き受けは被控訴人の了承のもとで行われ、また、新郎新婦との打ち合わせ等業務については、養成講座の内容に含まれることを被控訴人も認識していた」として、控訴人に不実告知は認められないと判断した。未受講分の受講料の不返金特約については、当事者がいつでも解除をすることができる準委任契約の一般原則に比して、被控訴人からの解除を一方的に制限するものであり、信義則に反するものとして法10条により無効であると判断し、未受講分の受講料の返還を制限する部分は、受講希望者の募集に時期的な制限がなく、開講に要する準備費用も相対的に低いといった点に鑑みて、被控訴人に生ずべき平均的損害を超えると認め、法9条1号に基づいて無効であると判断した。以上に基づいて、未受講分の受講料相当額の限度で、被控訴人の返還請求を認容した。なお、控訴人の請求については、被控訴人が司会業務委託契約に基づく業務をキャンセルしたことは、債務不履行等に当たるとして、相当因果関係のある損害として、代替の司会者を依頼したことによる追加費用のみを認め、3割の過失相殺をしたうえで、控訴人の損害賠償請求を認容した。
14	東京高裁平成30年4月18日判決	事例8(東京地判平成29年6月21日)の控訴審判決。原審が、原告の請求を全て棄却したため、上記の①③の部分について原告が控訴した。	裁判所は、被告1の販売員の説明について、電気通信事業法上の説明義務に違反し、通信速度制限の具体的内容について事実と異なることを告げており、詐欺とまでは評価できないとしても、不実告知に該当するとして、原告の不当利得返還請求を認め、被告1に1万1,239円の支払いを命じた。また、被告2の広告は景品表示法上の不当表示であり、上記販売員の説明は不法行為にも該当するとして、被告らに慰謝料1万円の支払いを命じた。なお、控訴されなかった②の解約金規定についても、消費者契約法を潜脱するための脱法的な合意によって定められた規定であり、控訴していればその全部又は大部分が認容される可能性が高かったとした。

15	那覇地裁平成30年7月13日判決	被告(証券会社)からレセプト債(医療機関の診療報酬請求権を証券化した金融商品)を購入した原告ら(消費者4名)が、レセプト債の発行会社の破産により、その元本が償還されなかったことによって被った損害について、被告の引受審査義務違反、説明義務違反によるものであると主張して、主位的に、不法行為による損害賠償請求権又は金融商品販売法5条による損害賠償請求権に基づき、購入金相当額等の支払いを求め、予備的に法4条1項1号及び同条2項により金融商品の売買契約を取り消したと主張して、購入代金の返還等を求めた事例。法4条1項1号については「安全性に関して会計監査が行われていないにもかかわらず、行われている旨の『虚偽の表示』をされた」、同条2項については、「レセプト債の発行会社に社債償還の原資となるレセプトがほとんど存在しておらず、元本の償還の可能性が極めて乏しいにもかかわらず、被告は安全性のみを説明し、実際には元本が償還されない可能性が高いことを何ら説明しなかった」と主張した。	裁判所は、引受審査義務違反、説明義務違反について否定したうえで、法4条1項1号については、「被告の担当者は、安全性について主観的な評価を述べたにとどまり、客観的に真実又は真正ではないことを述べたわけではないため不実告知に当たらない」とし、同条2項についても、「元本が償還されない可能性が高いという不利益な事実について告知していなかったものの、このような事実について被告が勧誘の時点で知っていたものとは認められず、不告知が故意によるものとは認められない」として、どちらも否定し、原告らの請求を全て棄却した。
----	------------------	---	--

(3) 不当な契約条項 (8~10条) 関連

	判決	原告(控訴人、上告人)の主張	判決の内容
1	東京地裁平成28年3月23日判決	被告(コンサルティング会社)との間でカナダでの家事使用人としての就労等に関する契約を締結し、教育訓練費用及び仲介手数料の一部として50万円を支払った原告(消費者)が、約定解除権を行使して同契約を解除したなどと主張して、不当利得に基づいて50万円のうち40万円の返還を求めた事例。本件契約には、カナダビザの取得ができない場合に、「合計10万円を控除し、残りの費用を払い戻す」旨の条項があったが、本件契約の有効期間内に「本件契約を中止」した場合には、前記50万円を差し引くものとされていた。契約期間内に、カナダビザを取得する前に「解除」の意思表示を行った原告は、この条項が法9条1号又は10条により無効であると主張した。原審は原告の請求を棄却し、原告が控訴した。	裁判所は、法の適用に関する通則法11条1項より、消費者契約である本件契約の成立および効力についての準拠法は日本法であるとしたうえで、法9条1号について、被告が原告に対して、4カ月にわたって5時間の英語等の教育指導を月に4回(合計400時間)行っていたこと、契約締結から原告の解約通知まで1年以上が経過していることなどから、本件条項の定める50万円は「平均的な損害の額」を超えないと判示した。法10条についても、同法9条1号について判示した点を除いて、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであることを基礎づける具体的事実の主張立証はなく、原告の主張は採用できないとして、原告の主張を棄却した原審を維持し、控訴を棄却した。
2	東京地裁平成28年10月25日判決	控訴人(司法書士である賃借人)が居住・事業目的兼用で賃貸した建物を契約終了に伴い明け渡したところ、明け渡し時のハウスクリーニング等の費用は控訴人の負担とする旨の特約があることを理由に、上記費用を差し引いて被控訴人(賃貸人)が敷金を返還したため、上記特約は法10条により無効であるなどとして、未返還の敷金及び遅延損害金の支払いを求めた事例。	裁判所は、控訴人には事業目的による使用の実態があったこと、契約締結時点で事業目的を併有していたことから、控訴人は法における「消費者」に該当せず、本件賃貸借契約には法10条は適用されないと判断した。また、ハウスクリーニング等の費用は控訴人の負担とする旨の特約は明確に合意されている事実があることから、必要なものと認められるハウスクリーニング費用を負担する義務を負うとして、原判決を変更し、本件控訴は理由がないとして棄却した。
3	東京地裁平成28年11月9日判決	被告(発注者)がアパート建築の工事請負契約を解約したことから、原告(建設業者)が約定の違約金及び遅延損害金の支払いを求めた事例。被告は、これまで1度もアパートの経営など行ったことはなく、アパート建築に関する請負契約を反復、継続的に締結していたわけではないから、本件契約は消費者契約に該当し、本件違約金条項は法9条1項が適用され無効であると主張した。	裁判所は、契約が事業のために行われたかは、契約の目的となる行為がある程度の期間にわたり継続させる意図のもとで行われたかによって判断され、回数や経験によって左右されないとした。そのうえで、アパートの賃貸は一定の目的のもと同種の行為を反復継続的に遂行するものであるから事業に該当するとし、本件契約はこのアパートの賃貸事業に供するために締結されたものであること、また、原告は株式会社であり事業者に該当することから、法は適用されないと原告の請求を認容した。
4	東京地裁平成28年12月20日判決	賃借人である被告(消費者)が建物の賃貸借契約に基づく賃料を滞納していたことから、原告(不動産賃貸業者)が未払い賃料等と遅延損害金、約定の使用損害金の支払い、建物の明け渡しを求めた事例。被告は、賃料の滞納については特段の事情があったことから本件賃貸借契約の解除は許されないと主張するとともに、使用損害金の額を賃料等の合計額の2倍とする本件賃貸借の定めは消費者の利益を一方的に害するものであって、法10条に反して無効であると主張した。	裁判所は、本件賃貸借契約を解除することが許されないとはいえないとし、①明け渡しの遅滞防止(促進)のため、②明け渡しのコストをまかなうため、明け渡しを遅滞した場合の使用損害金として賃料等相当額を一定程度超える金額を約定しておくことにも合理性があるといえ、賃料等相当額の2倍がそのような目的等に照らして不相当に高額ではあるとはいえないから、本賃貸借契約における使用損害金の定めは法10条に違反して無効であるとはいえないと判示した。よって、原告の請求を認容し、被告に建物の明け渡しと、理由がある範囲での金員の支払いを命じた。
5	東京地裁平成28年12月22日判決	賃借人である被告(消費者)らが土地建物の賃貸借契約に基づく賃料等を支払わなかったことから、原告(不動産賃貸業者)は催告をしたうえで、賃貸借契約の解除する旨の意思表示を行い、建物の明け渡しと未払い賃料、約定の使用料相当損害金(契約終了時の賃料等の日割りの1.5倍に相当する金額)の支払いを求めた。被告は、約定の損害賠償額の合意は法9条2号に抵触し無効であると主張した。	裁判所は、法9条2号は消費者契約に基づく金銭支払債務の支払い遅延の場合の損害賠償額の予定等について定めたものであり、本件のような賃貸借契約終了後の不法占有による使用料相当損害金の額の予定について同号の適用がないことは明らかであると判示した。原告の請求には理由があるからこれを認容し、被告に土地建物の明け渡しと未払い賃料等、約定の使用料相当損害金の支払いを命じた。

6	東京地裁平成28年12月26日判決	被告(消費者)が原告(賃貸あっせん業者)から賃借した庭付き戸建てについて、承諾部分を超えて庭木の伐採等をしてガーデニング等への用途変更を行ったことは賃貸借契約における善管注意義務違反であるとして被告らに損害賠償金の支払いを求めたが、被告がその損害を賠償せず自己の責任を認めなかったことから、原告が賃貸借契約を解除する旨の意思表示をし、約定の損害金として解約期日の翌日から明け渡し完了まで賃料の倍額に相当する金銭の支払いを求めた事例。被告は善管注意義務違反となることについて争い、賃料倍額の遅延損害金を払うといった契約は法10条により無効であると主張した。	裁判所は、被告らの善管注意義務違反を認め、法10条について、賃貸借終了時の賃借人の明け渡し義務不履行時に想定される損害、賃借人の基本的義務である賃貸借終了時の明け渡し義務の履行促進を計ることは賃借人を不当に害するものでなく、かつ合理的なことに鑑みると、本件賃貸借契約において賃借人の賃貸借終了時の明け渡し義務不履行の際の賠償額を賃料の倍額とする条項は、被告らを不当に害するものではないから、無効ではないと判断した。よって、原告の請求には理由があるからこれを認容し、建物の明け渡し、善管注意義務違反に基づく損害賠償金、賃料倍額の遅延損害金の支払いを命じた。
7	東京地裁平成29年1月13日判決	被告1(旅行会社)が募集型企画旅行として企画・実施した船舶による旅行に参加した原告(消費者35名)が、船舶が洋上でエンジン停止して旅行の一部に支障が生じたことについて、被告1の手配債務の不履行等を理由に被告1と被告2(A(原告と運送契約を締結した船舶の所有会社)の親会社)に対して1人につき約50万円から70万円と遅延損害金の支払い等を求めた事例。被告1は、不可抗力等の場合にAを免責する旨定めた条項(以下、「本件条項1」)を根拠に、自身も手配債務違反の責任を負わないと主張したが、原告は本件条項1は法10条により無効であると主張した。また、原告は、「被告2は法人格否認の法理(※法人が形骸化している場合などに、その法人格を否認して、その背後にいる者への責任追及を可能にするという法理)により、船舶の所有会社と同様の損害賠償責任を負う」と主張し、準拠法が英国法である旨定めた条項(以下、「本件条項2」)は、法人格否認の法理を制限することとなり、法10条により無効であると主張した。	裁判所は、旅客運送自体はAが行うものであることなどを理由に、「被告1はAを手配したことをもって原告らが快適な船内生活を送れるようにするための必要な手配を行った」、「船舶の構造自体に問題があるとは考えられず、Aに堪航性保持義務(安全な航海を為すに堪うことを担保する義務)違反は認められないなどとして、被告1の手配債務の不履行を否定し、被告1に対する請求を棄却した。また、本件条項2については、「準拠法が英国法であるからといって、一律に消費者である原告の権利を制限したり、義務を加重するものであるとはいえない。本件旅行が日本国外を広く航海するもので、Aはパナマ法人であり日本法人ではない」ことを理由に法10条に違反しないと判断し、本件については英国法が準拠法となることから、日本法上の法人格否認の法理の適用を前提とした被告2に対する原告の請求も棄却し、原告の請求全てを棄却した。
8	東京地裁平成29年1月31日判決	被告(バリエ留学者のサポート等を行う会社)との間で留学サポート等委託契約を締結し約73万円を支払ったうえで途中で契約を解除した原告1(消費者)と原告2(原告1の母親)が、被告が事務処理状況等の報告義務、授業内容を適切に把握し是正を図る等の義務(留学先の学校では原告1が希望していたドイツ語の授業が行われていなかった)、授業料等の回収義務(留学先の学校から一部の返金しか受けられなかった)などの契約上の義務または善管注意義務を適切に履行しなかったことに基づく損害の賠償と、既に支払い済みの料金のうち解除日以降のサポート代等の不当利得返還請求として、原告それぞれにつき約150万円から180万円を請求するなどした事例。被告は既払いのサポート料を返金しない旨を契約条項(以下、「本件条項」)で定めていたが、原告は本件条項の法10条による無効を主張した。	裁判所は、「被告が内訳書を示して留学先の学校からの返金状況を示しており報告義務は果たしている。ドイツ語の授業がどの程度の期間行われていなかったのかについての具体的な立証が無いことから被告が改善を求める状況にあったか否かが明確ではないことから直ちに契約上の義務違反があったと認定することは困難である。サポート契約上、被告には返金手続きを行う義務はあるが、これを超えて留学先と交渉し、原告らが望む額の返還を認めさせる義務までも負うものとは認められない」などとして、被告の契約上の義務違反を全て否定した。本件条項が法10条により無効であるとの主張については、「信義則に反することについての原告の具体的な主張、立証はなく、それを除いて考えたとしても信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するとは言い難い」と判断して否定し、原告らの不当利得返還請求についても棄却し、原告の請求全てを棄却した。
9	東京地裁平成29年3月9日判決	被告(賃貸人)から、家賃30万円のマンションの一室(以下、「本件居室」)を賃借した原告(消費者)が、入居前に専門業者によるハウスクリーニングを実施しなかったことを理由に、被告に対して、主位的請求として①被告の債務不履行を理由とする賃貸借契約の解除に基づく損害賠償等として約272万円(敷金60万円を含む額)と遅延損害金の支払いを、予備的請求として②賃貸借契約の錯誤無効を理由とする不当利得返還請求権に基づき約90万円(敷金・礼金相当額)と遅延損害金の支払いを、③賃貸借契約の解約に基づいて敷金約60万円と遅延損害金の支払いを請求した事例。本件賃貸借契約には、原状回復に関する特約(以下、「本件特約」)として、「賃借人は通常の清掃を実施しているか否かにかかわらず、清掃費用実費として、約12万円を退去時に負担するもの」との定めがされていたが、原告は本件特約は法10条により無効であり、敷金から清掃費用実費を控除して返還することは許されないと主張した。	裁判所は、ハウスクリーニングを実施しなければ本件居室を住居として通常使用するのに適切な状況になるとはいえないとは認められないとして、被告の債務不履行を否定し、錯誤無効の主張も否定した。本件特約については定めがそれなりに明確であることや一般的なハウスクリーニング費用と比較しても高額とはいえないこと、ハウスクリーニング実施の有無について誤解があったとはいえ、契約締結の際に原告は本件特約の存在について認識し、その時点では納得していたこと等の理由から法10条により無効であるとまではいえないと判断したものの、被告が清掃費用実費を全額請求することは信義則に反することとして、半額の約6万円については認めず、被告にそれを除いた約54万円と遅延損害金の支払いを命じた。
10	東京地裁平成29年3月29日判決	被告(一般放送事業者及び電気通信事業者)とケーブルテレビ、インターネット及び固定電話の利用契約を締結し、割引プランの適用を合意した原告(消費者)が、割引プランの契約期間満了前に加入者が契約を解約する場合には解約料の支払いを要する旨の定めが法9条及び10条により無効であるとして、既に支払った解約月の解約後の日割り料金及び解約料合計約1万1,000円の支払等を求めた事例。	裁判所は、法9条1号について、解約料は、1カ月あたりの標準基本料金と割引基本料金との差額に、更新された月からの経過月数ごとの解約数にそれぞれの経過月数を乗じて加重平均した月数を乗じた金額を超えないため、「平均的な損害」を超えないとした。法10条については、本件プランの契約期間、本件プランによって消費者が得るメリット、重要事項説明書の記載、消費者における本件解約料の認識可能性及び通常セットプランの選択可能性等を考慮すれば、本件解約料条項が、信義則に反して消費者の利益を一方向的に害する(同条後段)とはいえないとして、原告の請求を棄却した。

11	東京高裁平成29年9月7日判決	被控訴人(一般放送事業及び電気通信事業者)とケーブルテレビ、インターネット及び固定電話の利用契約を締結し、割引プランの適用を合意した控訴人(消費者)が、割引プランの契約期間満了前に加入者が契約を解約する場合には解約料の支払いを要する旨の定めが法9条及び10条により無効であるとして、既に支払った解約月の解約後の日割り料金及び解約料合計約1万1,000円の支払等を求めた事例の控訴審判決。原審が、解約料は「平均的な損害」を超えないとし、解約料条項についても、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するとはいえないと判断して原告の請求をすべて棄却したため、控訴人が控訴した。	裁判所は、原判決を支持したうえで、被控訴人は、期間満了前の解約の場合には、それまでの期間につき標準基本料金に相当する役務を提供しながら、割引分の基本料金を得られないこととなるから、その差額の損害は現実に発生しているとして、平均的損害を計算し、本件解約料はそれを下回ると判断して、原審同様に原告の請求を棄却した。
12	福井地裁平成29年9月20日判決	被告(刀剣鑑定、鍛造及び研磨等業者)との間で、刀等の動産について、その加工や販売委託等のために請負契約を締結するなどして、各動産を引き渡した原告ら(消費者ら17名)が、被告に対して、履行不能、履行遅滞、民法651条等に基づいて契約を解除したなどとして、各動産の引渡しを求めた事例。被告の規約には、請負契約が解除された場合でも請負代金支払義務が存続する旨の定めがあったが、原告らは、この条項は法10条により無効であると主張した。	裁判所は、原告らの主張する解除等に基づく請求の請求原因には理由があるとしたうえで、解除権を放棄する旨の合意について、民法651条の適用による場合に比して、原告らの権利を著しく制限する条項であって、信義則に反して原告らの利益を一方的に害するものであることは明らかであるから、法10条により無効であると判断して、原告らの請求を全て認容した。
13	東京地裁平成29年9月22日判決	第三者が控訴人(消費者ら)のカード及び暗証番号を不正利用することで銀行から貸し付けを受け、銀行との間の保証債務を履行して借入金、利息、損害金を銀行に支払った被控訴人(貸金業者)が消費者らに求償金約60万円等を請求した事例の控訴審判決。銀行の規定によると、カード、ID又は暗証番号について、紛失、盗難又は漏えい等により第三者に不正使用された場合には、控訴人らが責任を負い、また、控訴人には善管注意義務があり、控訴人らの故意又は過失により暗証番号を他人に知られた場合には、これによって発生した損害を負担することとなっていたが、控訴人らは、この規定は法10条によって無効であるなどと主張した。原審が被控訴人の請求を認容し、控訴人らに求償金約60万円と遅延損害金の支払いを命じたため、控訴人らが控訴した。	裁判所は、「控訴人らが第三者との間で、キャッシュバックを受けることができるという話を持ち掛けられて、カードローン基本契約を締結したうえで、カードを第三者に預けて暗証番号を教えたことは銀行の規定に反する行為であり、ローンカードの不正使用及び暗証番号の漏えいについて、故意又は過失がある」ことから、控訴人らは被控訴人に対して求償債務を負うことを認めたとうえで、銀行の規定については、ローンカードの紛失等の届け出が銀行に受理された後は、控訴人らは責任を免れ得ること、善管注意義務に関する規定も「推測される暗証番号により、控訴人の故意もしくは過失により暗証番号を知られた場合に責任を負う旨限定していることなどから、法10条により無効であるとはいえない」と判断し、被控訴人の請求を認容した原審を維持し、控訴を棄却した。
14	東京地裁平成29年10月6日判決	被控訴人1(消費者)に建物を賃貸していた控訴人(賃借人)が、賃貸借契約を解除するには2カ月前に書面による通知を行う義務があるのに、この通知がなされたのは退去の1週間前であったから、賃貸借契約はいったん更新された後に解約されたなどと主張して、被控訴人1に更新料、更新後解約までの未払い賃料、中途解約金及び原状回復費用等ならびにこれらに対する約定遅延損害金合計約131万円の支払い等を求めた事例。なお、被控訴人1の賃貸借契約上の一切の債務について、被控訴人2(保証人)が連帯保証していた。被控訴人らは、遅延損害金の約定利率が14.6%であることについて、民法90条や法9条に違反すると主張した。原審が「賃貸借契約は法定更新された後、書面による通知から2カ月後に終了した」と認定し、被控訴人らに未払い賃料と原状回復費用あわせて約23万円(遅延損害金含む)の支払いを命じた。	裁判所は、被控訴人1の退去について、控訴人との交渉経過によれば、2カ月以上前に通知しており控訴人も異議を述べていなかったことから、1週間前の書面通知以前に期間満了による賃貸借契約の終了が黙示に合意されていたといえるとして、更新料の支払義務はないとし、期間満了による解除であるため、中途解約金も発生しないとした。原状回復費用についても、約16万円を相当とし、それを超える請求には理由がないとして、敷金と相殺し、被控訴人らが負担すべき原状回復費用は約7万4,000円であるとされた。そのうえで、原審判決で認められた約23万円を被控訴人らが支払い済みであったことから、控訴人に被控訴人らの過払い分約14万1,000円と遅延損害金の支払いを命じた(※支払済みの23万円に約1万5,000円遅延損害金が加算されている)。なお、遅延損害金の約定利率(年14.6%)に関する被告らの主張については、民法90条や法9条に違反することを認めるに足りる証拠はないとして否定した。
15	東京地裁平成29年10月17日判決	原告(不動産会社)が、被告(ダンススクールの経営会社)の賃借する各建物について所有権を取得したところ、いずれの建物についても被告による賃料の支払いが遅滞したことから賃貸借契約を解除したとして、被告に対し、本件各建物の明け渡しを求めるとともに、建物1については1カ月につき48万円、建物2については1カ月につき25万円の使用損害金の支払等を求めた事例。使用損害金は賃料の倍額と約定されていたが、被告は、法人形態をとるものその実態は被告代表者の個人事業であるとしたうえで、年14.6%を大幅に超過する使用損害金を定める約定は法9条2号により無効であると主張した。	裁判所は、解除の時期については原告の主張を一部否定したが、いずれの建物についても、解除自体は有効であるとしたうえで、被告に解除日以前の未払い賃料と解除日以降の使用損害金の支払いを命じた。賃料の倍額を定めた使用損害金の約定については、「被告は、各種舞踊受講生の指導養成のための専門学校経営等を目的とする会社であり、賃借した建物においてダンススクールを営んでいると認められることから、消費者とはいえない」として、法9条2号の適用を認めなかった。
16	東京地裁平成29年10月23日判決	アパートの一室を控訴人(不動産会社)から賃借し、賃貸借契約終了後にこれを明け渡した被控訴人(消費者)が、控訴人に対して敷金のうち返還を受けていない約4万5,000円と遅延損害金の支払いを求めた事例の控訴審判決。控訴人は、「被控訴人との間に室内及びエアコンの清掃費用を控除する特約があり、これらの費用を差し引くと返還すべき敷金がない」と主張し、被控訴人は当該特約は法10条に違反して無効であると主張した。原審が「特約があるからといって、被控訴人が室内及びエアコンの清掃費用を負担すべきものとする法的な合意があったと認めることは相当でない」として被控訴人の請求を全部認容したため、控訴人が控訴した。	裁判所は、被控訴人が部屋のクリーニングの費用を負担する旨定められている契約書に署名押印しているうえ、その具体的な清掃の対象範囲について説明書によって説明を受けていることから、「敷金から清掃費用を控除する旨の特約は、明確に合意されていると推認できる」と判断し、特約についても、説明書に清掃の対象範囲が明記されており、負担する額が標準的な金額の範囲内にとどまる限り、法10条に違反するとはいえないとした。控除額については、買い換えを行っている以上エアコンの清掃費用は生じていないとして、敷金から控除できるのは室内清掃費用約3万5,000円に限られると判断し、被控訴人の請求が全部認容された原審を変更し、約1万円の限度で被控訴人の請求を認容した。

17	東京地裁平成29年10月26日判決	被告(コンサルティング会社)との間で総額約1,130万円の自動車の売買契約を締結したが、直後に一方的に撤回されたこと主張する原告(自動車販売会社)が、被告に対し、売買契約中の違約金条項所定の損害賠償金321万円と遅延損害金の支払いを求めた事例。被告は、売買契約の不成立、錯誤無効ならびに車両代の3割を損害賠償金として定める違約金条項は法9条1号により無効であると主張した。	裁判所は、売買契約書が仮押さえのためのものであるという被告の主張について、売買契約の要素として必要な情報の記載に欠くところはないこと、仮押さえのための書面であることをうかがわせる記載はないこと、契約規定を熟読し納得した旨の記載部分について署名があること等を理由に否定し、錯誤無効の主張についても、被告代表者の知識・経験等を理由に否定した。違約金条項については、標準約款よりも被告に不利な内容ではあるが、多数定型的な仕入れを行わない原告においては撤回による影響が標準と異なりうることから、信義則により減額すべきといえる事情はないとし、法人間の取引であるため法の適用もないとした。以上により、原告の請求を全て認容して被告に321万円と遅延損害金の支払いを命じた。
18	東京地裁平成29年11月15日判決	催告をしたにもかかわらず賃料(10万5,000円)を2カ月間支払わなかったことを理由に、原告ら(賃貸人)が被告1(消費者)との間の賃貸借契約を解除し、建物の明け渡し、未払い賃料及び明け渡し済みまでの約定損害金の支払いを求めるとともに、被告2(被告1の保証人)に対し、連帯保証契約に基づき、未払い賃料と約定損害金の支払いを求めた事例。被告1が建物明け渡しを遅滞したときの賠償金として、賃貸借契約解除日から明け渡し完了日まで賃料の倍額に相当する額を支払う旨が約定されていたが(以下、「本件賠償金条項」、被告らは、これが法9条1号及び10条により、賃料相当額を超える部分について無効であると主張した。	裁判所は、建物に瑕疵があることを理由とする被告らの賃料支払義務を否定する主張等を否定したうえで、本件賠償金条項について、「賃貸借契約終了後に賃借人が本件建物の返還義務を履行せず使用を継続することによって発生する損害について定めるものであり、単に解除に伴う損害賠償額を予定する条項には当たらない。さらに、この場合の損害は、使用利益にとどまらず強制執行等の手続費用も含まれることから、賃料の倍額で約定された遅延損害金条項が平均的損害を超える損害賠償額を予定する条項とはいえない」として法9条1号には違反しないとし、法10条違反についても「一方当事者の契約不履行が発生した場合に備えて損害賠償額の予定を合意することは、一般の双務契約において行われていることであり、かつ、合意された金額は、均衡を失するとはいえないものであるため、信義則に反するものとはいえない」として否定し、有効であると判断した。以上に基づき、原告らの請求を全て認め、被告らに対して建物の明け渡し、未払い賃料と約定の遅延損害金(14.6%)、約定損害金の支払いを命じた。
19	東京地裁平成29年11月30日判決	原告(マンションの管理組合)が、区分所有者である被告1(コンサルティング会社)と被告2(居住者)に対して、滞納管理費等として被告1,2それぞれについて約44万5,000円と約定遅延損害金(年14%)、ならびに管理規約上被告らに請求できるものとされている違約金としての弁護士費用被告1,2それぞれについて約29万6,000円と遅延損害金の支払いを求めた事例。被告らは、原告との間で滞納管理費の分割払いの合意をしたことなどを主張するとともに、本件では14%の遅延損害金に加えて、違約金として弁護士費用を加算しており、弁護士費用(年5%の割合による遅延損害金も含む)のうち遅延損害金14%と合算して14.6%を超える分は無効であると主張した。	裁判所は、分割払いの合意をしたと認めるに足りる証拠はないとしたうえで、被告らに管理費の滞納があったことから、原告の請求は管理規約の逸脱又は濫用とはいえないとした。弁護士費用については、管理費の納入をより確実なものとする必要性から、遅延損害金の利率は相当であり、弁護士費用相当額の違約金についても、現に支出が見込まれるため、請求が公序良俗に反するとはいえないとしたうえで、法9条2号については、消費者契約法の規定上、本件には適用がないとした。以上に基づいて、被告1,2それぞれに対して約128万円と遅延損害金の支払いを命じた。
20	東京地裁平成29年12月14日判決	被控訴人(カード及びATMによる取引方法を用いる貸金業者)が、第三者にカード及び暗証番号を詐取された控訴人(消費者)に対して、第三者による借入れに伴う貸金残元金と未収支利息金等合計約10万1,000円と約定の遅延損害金(20%)を請求した事例の控訴審判決。被控訴人の規約には、第三者にカードを不正使用された場合には、会員である控訴人が一切の責任を負う旨が定められていた。被告は、この規定が、第三者にカードを不正使用された場合等の個別事情を捨象して、損害の全てを一律に消費者に負わせるものであるから、法10条に反すると主張した。原審が控訴人と被控訴人の間に消費貸借契約の成立が認められると判断して被控訴人の請求を認容したため、控訴人が控訴した。	裁判所は、第三者が控訴人からの権限なく入出金をしたことから控訴人と被控訴人の間に消費貸借契約が成立したとはいえないとしたうえで、規約の趣旨から、第三者にカードを不正使用された場合において、控訴人に善管注意義務違反が認められるときは、控訴人は規約に基づく責任を負うとし、第三者に漫然とカードを交付し、同時に暗証番号まで伝えた控訴人の行動はあまりに不注意であり、善管注意義務違反が認められると判断した。法10条違反の主張については、「カード及びATMを利用する方法による取引が適切に維持されるためには、控訴人と被控訴人の双方がカードと暗証番号を適正に管理する必要があることからすれば、控訴人にカード及び暗証番号の管理について善管注意義務違反が認められる場合に責任を負担させることには合理性がある」として否定した。以上に基づき、控訴を棄却して、被控訴人の請求を認容した原審を維持した。
21	東京地裁平成29年12月27日判決	原告1(不動産会社)が、賃借人である被告(消費者)に対して、賃料及び管理費等その他債務の支払いを2カ月分相当額以上怠った場合に無催告での解除を定める条項に基づいて賃貸借契約を解約したとして、建物の明け渡しならびに未払い賃料と遅延損害金、明け渡し済みまでの約定遅延損害金及び弁護士費用の支払いを求めた事例。被告は、遅延損害金及び弁護士費用負担に関する特約が、法9条及び10条に違反し無効であると主張した。	裁判所は、被告が請求原因事実を争うことを明らかにしなかったため請求原因事実を自白したものとみなしたうえで、原告の請求を全て認めた。特約については、「遅延損害金特約で定められた遅延損害金の額は、賃料の倍額に諸料金相当額を加えたものであり、著しく高額というわけではないから、遅延損害金特約が同法9条及び10条に違反するとはいえない。また、損害賠償請求権が成立する場合には、弁護士費用が損害に含まれること及び本件建物の明け渡し等を求める裁判手続に係る弁護士費用を被告の負担とするという特約の内容に鑑みれば、弁護士費用負担特約が同法9条及び10条に違反するとはいえない」とした。

(4) 消費者団体訴訟に係る判決等

	判決	原告(控訴人、上告人)の主張	判決の内容
1	東京高裁 平成30年3 月28日判 決	控訴人(適格消費者団体)が、被控訴人(複数の有料老人ホームを経営する会社)に対して、被控訴人が入居者と一括払い方式の入居契約を締結する際に使用している契約書の中の、「前払金を徴収し、その一部を居住期間にかかわらず返還しない」旨定めた契約条項(不返還条項)は法10条の規定により無効であるとして、法12条3項本文の規定に基づいて差止めを請求した事例。原審が控訴人の請求を棄却したため、控訴人が控訴した。	裁判所は、不返還条項が消費者の権利を制限し又は義務を加重するといえるかについて、「通常の賃貸借契約や保険契約は比較の対象として適切ではなく、複合的な非典型契約である本契約において、相互扶助の観点から入居者全員で想定居住期間を超えた居住の継続を確保するための費用は、対価性がないということではできず、この金銭の負担を入居者に課しても、法10条前段には該当しない」とした。また、「入居者が想定居住期間に応じた負担しかならない場合の事業者の負担、解約後の再販売といった事情を前払金に反映することの困難、及び月払方式という選択肢があること等に照らせば、不返還条項について合理性がないということではできない」として、10条後段にも該当しないとした。以上に基づいて、原審を維持し、控訴人の控訴を棄却した。
2	東京地裁平 成30年4月 19日判決	原告(適格消費者団体)が、携帯電話の利用に係る通信サービス契約約款中の、事業者側に一方的な約款の変更権限を認める条項は法10条により無効であるとして、被告(移動体通信事業者)に対して、当該条項を含む消費者契約の申込み又は承諾の差止め等を求めた事例。原告は、当該変更条項が、契約内容を変更するためには意思表示の合致を要するという一般的な法理に比べて消費者の義務を加重するものであり、また、無限定な約款変更を許す等、信義に反して消費者の利益を一方的に害するものであると主張した。	裁判所は、当該変更条項は自己の同意していない変更後の契約内容に拘束されるという意味において、一般的な法理に比して消費者の義務を加重するものに該当し、法10条前段に該当するとしたが、後段については、①事業者側が契約内容を画一的に変更する必要が生じた際に、契約者の個別の同意を得ることなく契約内容を変更する必要性は高く、このような変更は利用料の増加等を回避できる点で消費者側の利益にもなること、②変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその他の事情に照らして不合理な変更は法10条や民法90条に照らして無効となり、当該変更条項が存在するからといって上記のような約款変更が当然に有効となるわけではないことから、当該変更条項の性質や必要性、及び消費者が被る不利益の程度等を総合的に考慮すると、当該変更条項が法10条に違反するものということではできないと判断して原告の請求を棄却した。

<消費者契約法における不当行為の例>

不当行為の種類		具体的に想定される 不当勧誘行為・不当契約条項の例	
不当な勧誘行為	誤認類型	(1) 不実告知 (4条1項1号)	「この機械を取り付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売
		(2) 断定的判断の提供 (4条1項2号)	元本保証のない金融商品を「確実に値上りする」と説明して販売
		(3) 不利益事実の不告知 (4条2項)	眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知らず、「眺望・日照良好」と説明し、当該マンション建設計画の事実を説明しないで販売
	困惑類型	(4) 不退去 (4条3項1号)	消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
		(5) 退去妨害 (4条3項2号)	事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
	過量契約	(6) 過量契約 (4条4項)	一人暮らしでありあまり外出せず普段着物を着用しない消費者に、そのことを知りつつ事業者が勧誘し着物を何十着も販売した事例
不当契約条項の使用	(1) 事業者の損害賠償責任を 免除する条項 (8条)	いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項	
	(2) 消費者が支払う違約金等 を予定する条項等 (9条)	消費者が解約した場合、支払済みの代金を一切返金しないとする条項	
	(3) 消費者の利益を一方的に 害する条項 (10条)	賃貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課す条項	

※ 本資料は「消費生活相談の事例から見た消費者契約法の問題点と課題（中間整理）」（国民生活センター平成19年3月22日公表）をもとに編集

< 参考URL >

消費者契約法（消費者庁「消費者契約法」のページ）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/